

生活排水処理基本計画

(令和6～15年度)



令和6年3月

尾張旭市

尾張旭市生活排水処理基本計画 目次

第1章	計画策定の主旨	1
1	計画の期間	1
2	計画の位置付け	2
第2章	生活排水処理の現状と課題	3
1	生活排水の現状	3
(1)	生活排水処理の沿革	3
(2)	生活排水処理の処理主体	3
(3)	生活排水処理体系の現状	4
(4)	生活排水の処理形態別人口の推移	5
(5)	し尿及び汚泥の排出状況	6
(6)	収集・運搬の現状	6
(7)	生活排水処理施設の現状	7
2	生活排水処理事業の課題	9
(1)	生活排水処理の課題	9
(2)	浄化槽の適正な維持管理の課題	9
(3)	下水道整備の課題	9
(4)	し尿・浄化槽汚泥処理の課題	9
3	生活排水処理の将来予測	10
(1)	将来予測の流れ	10
(2)	処理形態別人口の将来予測結果	11
(3)	し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果	12
第3章	生活排水処理基本計画	13
1	基本方針	13
(1)	基本理念	13
(2)	生活排水処理施設整備の基本方針	13
2	処理計画	14
(1)	処理の目標	14
(2)	生活排水を処理する区域及び人口	14
(3)	施設及びその整備計画の概要	14
(4)	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	15
(5)	市民に対する広報・啓発活動	15
資料編1	尾張旭市の概要	18
1	尾張旭市の概況	18
2	人口動態	19

3	産業の動向	21
(1)	産業別就業人口	21
(2)	工 業	22
(3)	商 業	23
4	河川水質の推移	24
資料編 2	人口・生活排水処理量の将来予測	25
1	人口の将来予測	25
2	生活排水処理形態別人口の将来予測	26
3	し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測	27

第1章 計画策定の主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、「市町村は当該市町村の一般廃棄物（生活排水）の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。

尾張旭市（以下、「本市」という。）は、平成25年度に策定した尾張旭市生活排水処理基本計画〔平成26～35年度〕（以下、「前計画」という。）により、生活排水による河川の水質汚濁防止の観点から、河川の改修整備や浄化槽の管理指導、土地改良事業による農業用水の分離事業を行い対処してきましたが、さらに根本的な問題の解決を図るため、公共下水道を積極的に推進してきました。

しかし、公共下水道の整備が全域的に完了するまでには相当な期間を要することから、公共下水道の未整備地域における生活排水処理の適切な整備を行うことを基本と考え、尾張旭市生活排水処理基本計画〔令和6～15年度〕（以下、「本計画」という。）を策定しました。

1 計画の期間

本計画は、尾張旭市第六次総合計画〔令和6～15年度〕及び尾張旭市環境基本計画〔令和6～15年度〕との整合を図り、令和6年度から令和15年度までの10年間の計画です。

なお、計画期間の中間年度である5年目（令和10年度）に計画の見直しを行うことを予定しますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における生活排水処理の方針変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、その都度見直しを行います。

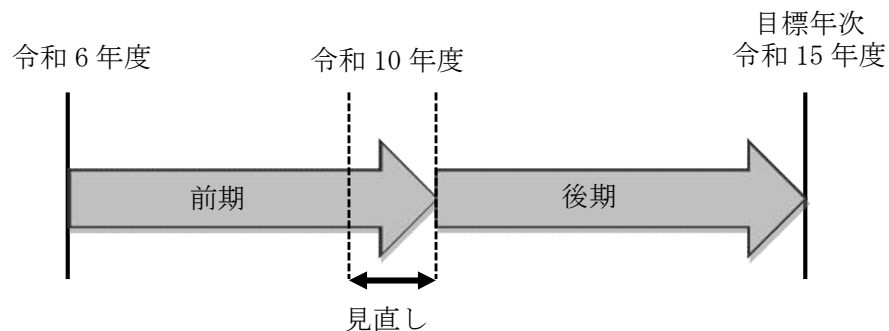


図 1-1 計画の期間

2 計画の位置付け

本計画は、尾張旭市総合計画及び尾張旭市環境基本計画を上位計画とし、尾張旭市環境基本計画の分野別の計画として、本市の生活排水処理についての基本的な考え方・方向性を定めるとともに、本市における諸施策と調整を図るものとしします。

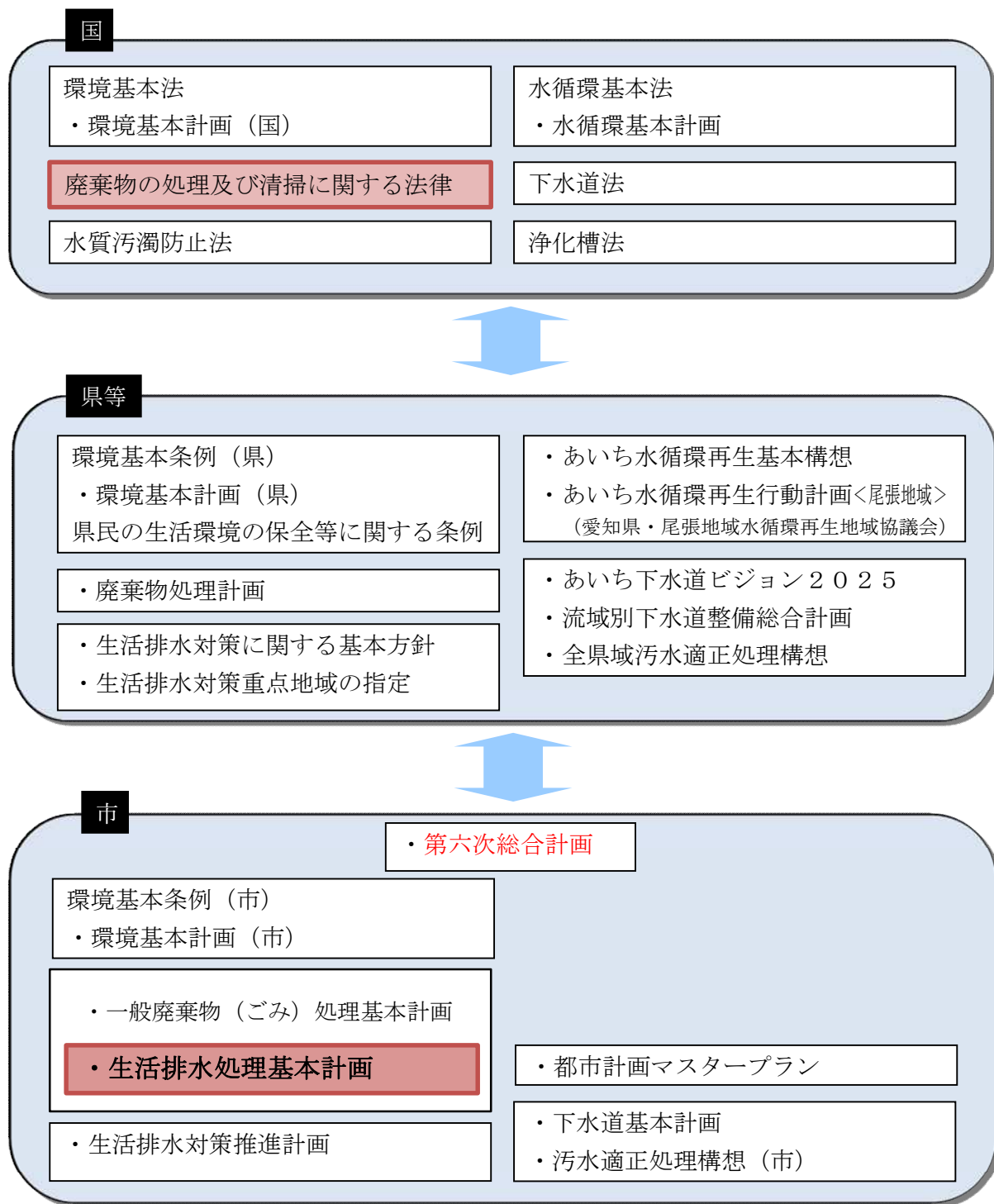


図 1-2 計画の位置付け

第2章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水の現状

(1) 生活排水処理の沿革

本市における公共下水道事業は、昭和54年度に策定した下水道基本計画に基づき、昭和55年度に都市計画決定し、下水道法及び都市計画法の事業認可を受けました。その後、公共下水道事業に着手し、現在は東部浄化センター及び西部浄化センターの2つの終末処理場が稼働しています。

浄化槽については、かつて、大規模施設や宅地開発に伴う住宅地を中心に設置されてきましたが、昭和60年10月の「愛知県浄化槽指導要綱」の制定、さらに、平成13年4月の浄化槽法改正施行に伴い、し尿しか処理できず公共用水域に排出される汚濁負荷が高い単独処理浄化槽の設置ができなくなり、一般家庭などにもし尿と生活排水が処理できる合併処理浄化槽の普及が進んできました。

本市では、平成14年度から既設のくみ取り便槽又は単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置するものに対して補助金を交付する制度を設け、合併処理浄化槽の普及に努めています。

現在、単独処理浄化槽は、新設が禁止されており増えることはありませんが、利用人口は、まだ浄化槽利用人口の2割を占めており、既設のものについては早期に公共下水道への切換や合併処理浄化槽への転換を進めています。

また、本市のし尿の収集・運搬は、本市が許可した業者が行っています。

(2) 生活排水処理の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表2-1に示すとおりです。

表2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

(3) 生活排水処理体系の現状

本市の生活排水処理の流れは、図 2-1 に示すとおりです。

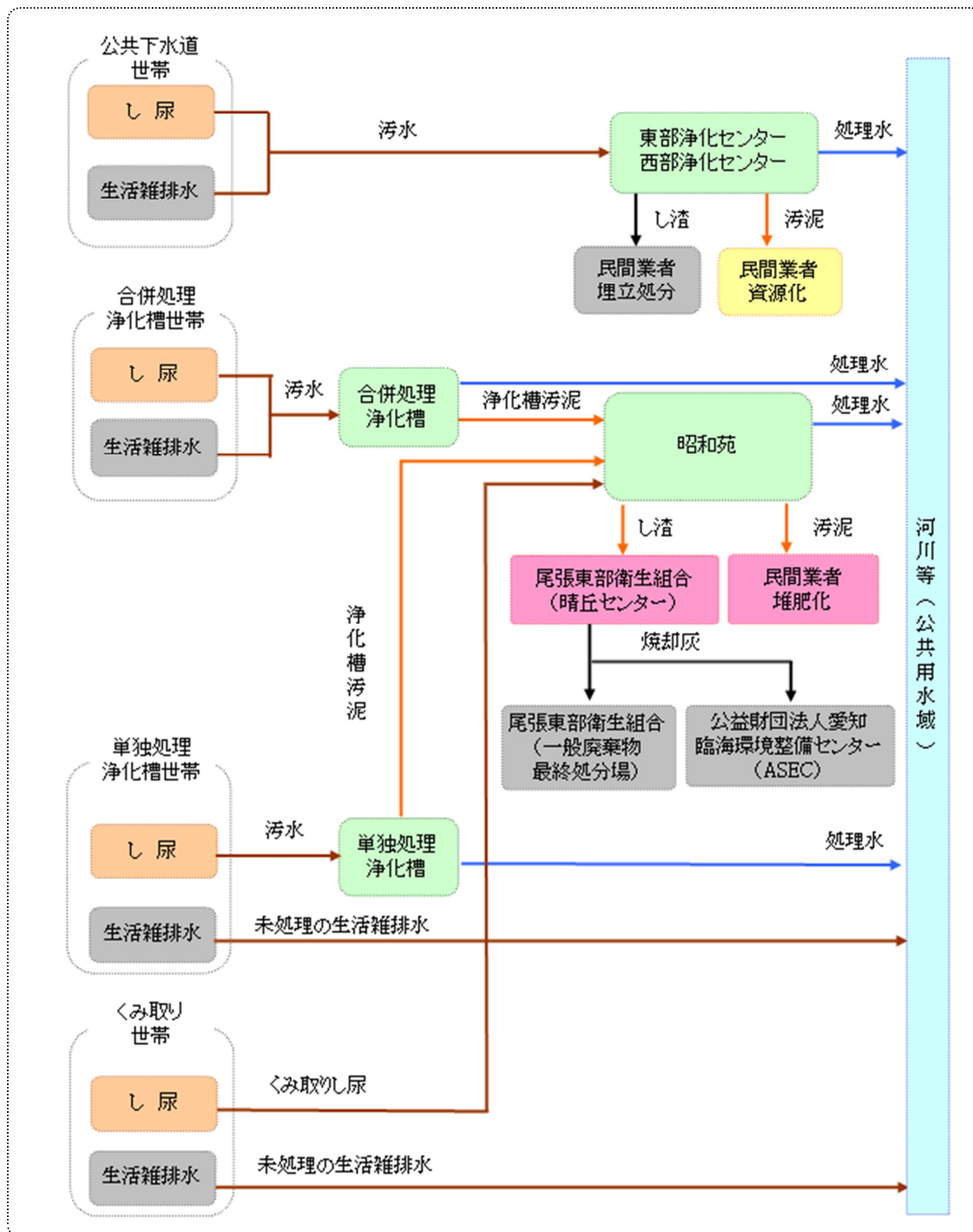


図 2-1 生活排水処理の流れ

(4) 生活排水の処理形態別人口の推移

本市における過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表2-2及び図2-2に示すとおりです。

令和4年度における本市の生活排水処理率は、95.3%となっています。

表2-2 生活排水処理形態別人口の推移

(各年度3月末現在)

区 分	単位	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口	人	83,592	83,797	84,135	83,904	83,822
水洗化・生活雑排水処理人口	人	73,567	74,981	77,497	78,780	79,896
公共下水道人口	人	59,305	60,748	62,867	64,904	66,505
合併処理浄化槽人口	人	14,262	14,233	14,630	13,876	13,391
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	8,977	7,856	5,721	4,316	3,118
単独処理浄化槽人口	人	8,977	7,856	5,721	4,316	3,118
非水洗化人口	人	1,048	960	917	808	808
し尿人口（くみ取り）	人	1,048	960	917	808	808
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
世 帯 数	戸	35,318	35,719	36,294	36,493	36,880
1世帯当たりの人数	人/戸	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3
生活排水処理率	%	88.0	89.4	92.1	93.8	95.3

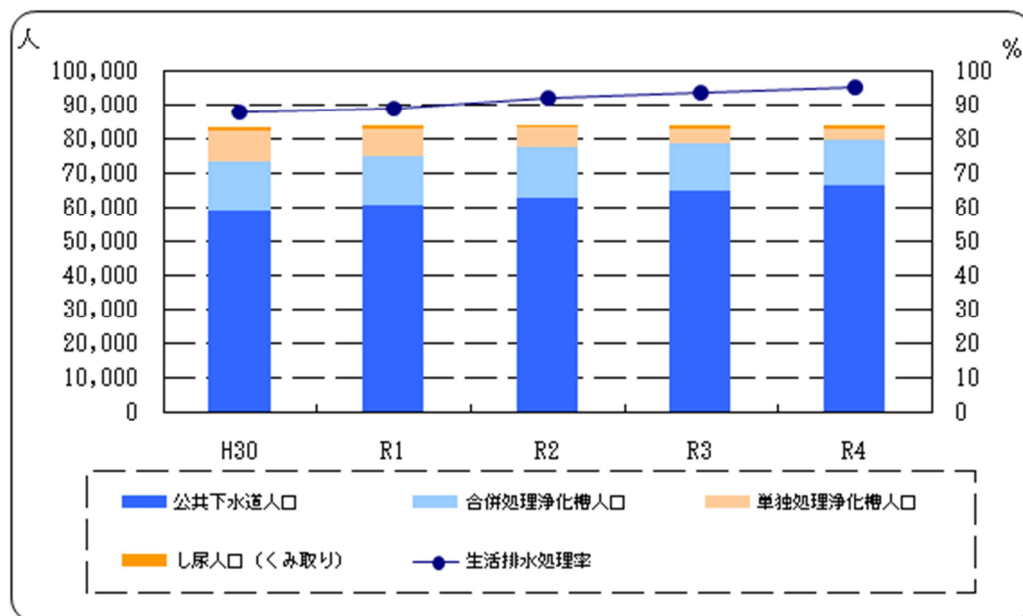


図2-2 生活排水処理形態別人口の推移

※ 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

(5) し尿及び汚泥の排出状況

本市における過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は、表2-3及び図2-3に示すとおりです。

なお、市域で排出されるし尿には、建設現場等に一定期間設置して使用する仮設トイレからのし尿も含まれています。

表2-3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

区 分	単位	H30	R1	R2	R3	R4
し 尿	kL/年	535	490	468	412	448
浄化槽汚泥	kL/年	15,817	15,803	14,691	14,174	12,224
合 計	kL/年	16,352	16,293	15,159	14,586	12,672
1日平均排出量	kL/日	44.8	44.5	41.5	40.0	34.7

出典：尾張旭市

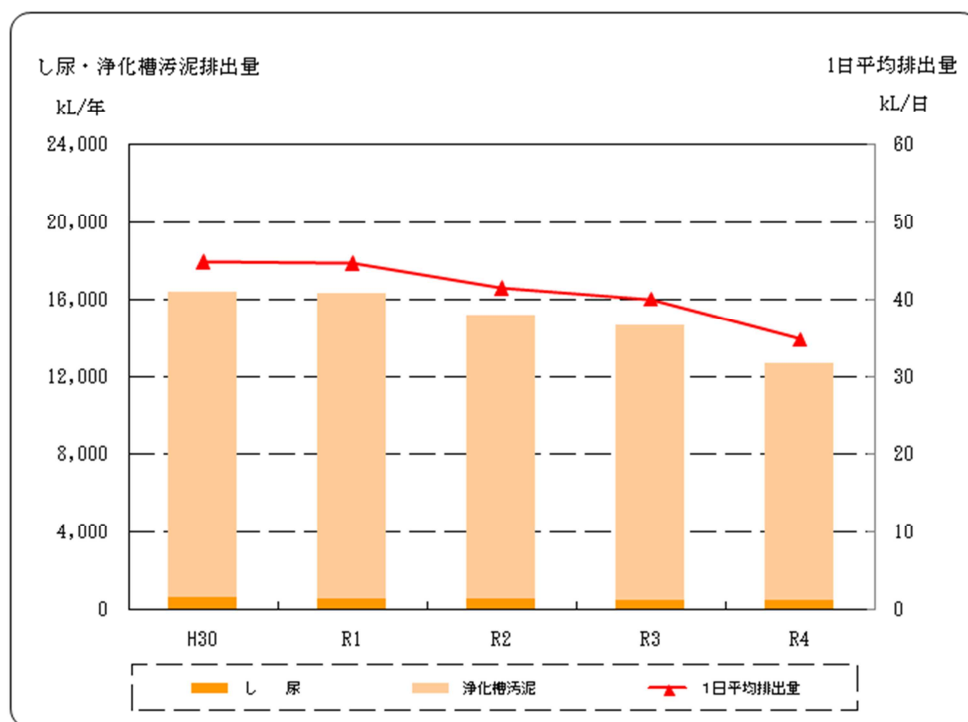


図2-3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

(6) 収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法等は表2-4に示すとおりです。

表2-4 収集運搬方法等

項 目	収集運搬方法	業者数	収集回数
し 尿	委託	4 者	おおむね月 1 回
浄化槽汚泥	許可制	4 者	随 時

出典：尾張旭市

(7) 生活排水処理施設の現状

本市における処理施設の位置は図 2-4 に、各施設の概要は表 2-5～表 2-7 に示すとおりです。

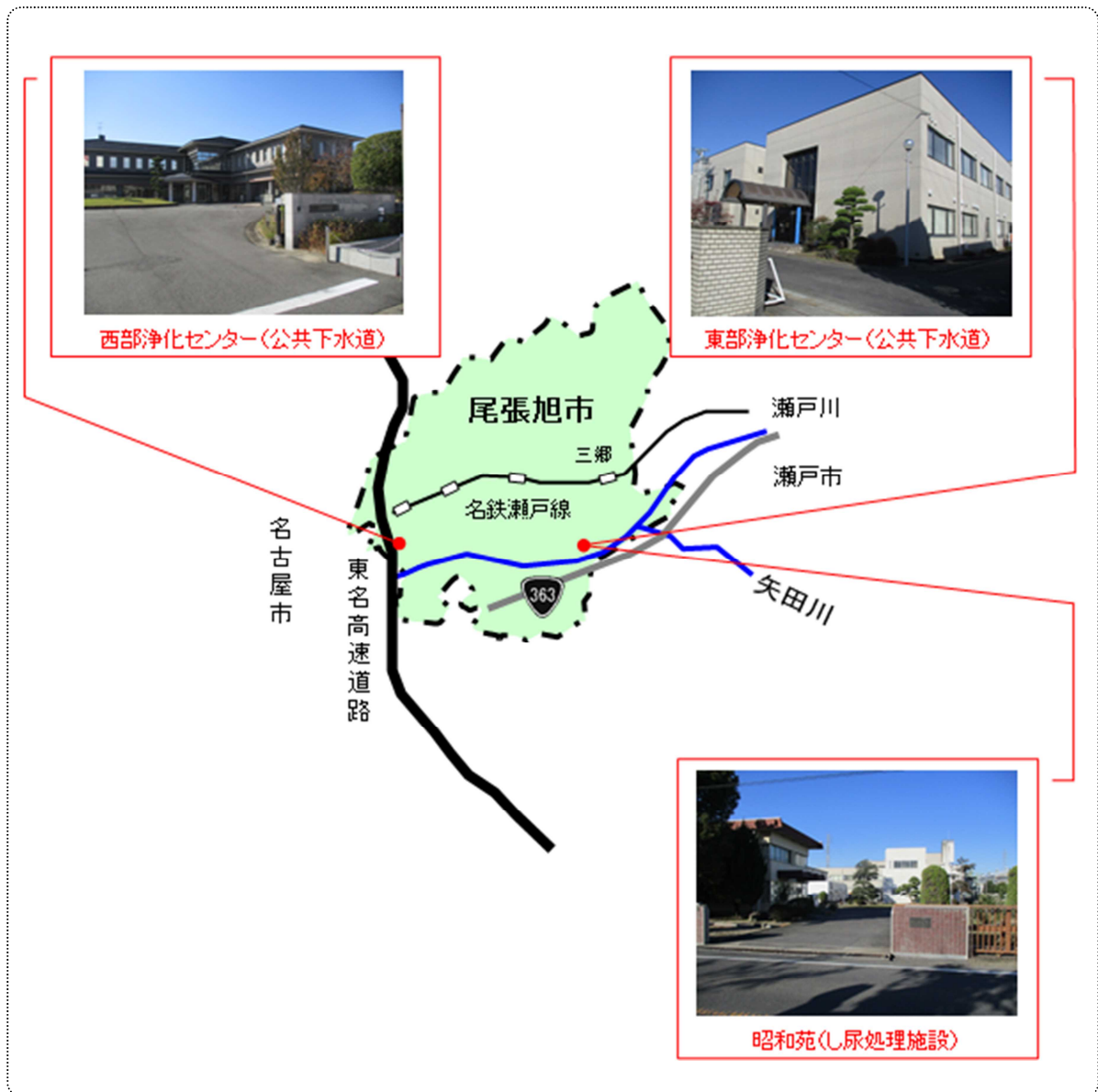


図 2-4 処理施設位置図

表 2-5 東部浄化センター（公共下水道）の概要

施設所管	尾張旭市
所在地	尾張旭市下井町内 2346 番地 6
下水道の種類	公共下水道
排除方式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法 凝集剤併用型ステップ流入式 2 段硝化脱窒法
処理能力	12,300m ³ /日
放流先	三葉川雨水幹線を経て一級河川矢田川
供用開始	昭和 61 年 1 月
その他	公共下水道計画（全体計画）における東部処理区の概要 ・計画処理面積 611ha ・計画処理人口 35,400 人

出典：尾張旭市

表 2-6 西部浄化センター（公共下水道）の概要

施設所管	尾張旭市
所在地	尾張旭市庄中町一丁目 4 番地 6
下水道の種類	公共下水道
排除方式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法 凝集剤併用型ステップ流入式 3 段硝化脱窒法
処理能力	13,400m ³ /日
放流先	庄中排水区雨水管渠を経て一級河川矢田川
供用開始	平成 12 年 6 月
その他	公共下水道計画（全体計画）における西部処理区の概要 ・計画処理面積 744ha ・計画処理人口 44,000 人

出典：尾張旭市

表 2-7 昭和苑（し尿処理施設）の概要

施設所管	尾張旭市
所在地	尾張旭市下井町内 2344 番地 3
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方式	好気性消化方式
処理能力	60kL/日
供用開始	昭和 55 年 4 月

出典：尾張旭市

2 生活排水処理事業の課題

本市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると次のとおりです。

(1) 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は計画当初の平成 30 年度には 88.0%でしたが、公共下水道の整備に伴い、令和 4 年度には 95.3%まで向上しています。しかしながら、依然として生活雑排水の 5%弱が未処理で公共用水域へ排出されている状況にあり、少なからず公共用水域へ影響を与えていることから、下水道事業計画区域内の公共下水道供用開始区域では公共下水道への切換を一層進めていき、当面の間、下水道整備がされる予定のない地域では既設のくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

(2) 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査（浄化槽の 3 つの義務）について、愛知県は全国でも受検率の低い地域（11 条定期検査受検率：27.3%・令和 4 年度）であり、浄化槽の 3 つの義務を行っていない世帯が多くを占めています。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があり、適正な浄化槽の管理を徹底する必要があります。

(3) 下水道整備の課題

公共下水道は、令和 4 年度末時点で 1,005.6 ha が供用開始されており、下水道普及率が 86.77%となっています。

令和 5 年 3 月に事業計画を変更し、整備区域を 1,176 ha に拡張しました。今後は更なる未整備区域の整備に加え、管路等老朽化施設の改修が必要となってきます。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理の課題

下水道整備が進むことにより、本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集量は長期的には減少傾向にあり、昭和苑への総搬入量は、34.7kL/日（令和 4 年度平均）と、昭和苑の処理能力である 60kL/日の 6 割弱となっています。

近年は公共下水道の整備に伴い、搬入量は減少傾向であり、今後は公共下水道のさらなる整備が進められることから、搬入量はさらに減少することが考えられます。

なお、公共下水道の整備が完了した後も、建設現場の仮設トイレをはじめ、公共下水道に未接続の一部の一般家庭等から排出されるし尿・浄化槽汚泥については、引き続き一定量発生すると考えられます。

昭和苑は建設後 40 年以上が経過しており、耐用年数が近づいて大規模な修繕が必要になることから、東部浄化センターへの集約処理について、検討を進める必要があります。

3 生活排水処理の将来予測

(1) 将来予測の流れ

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の将来予測の流れは、図 2-5 に示すとおりです。

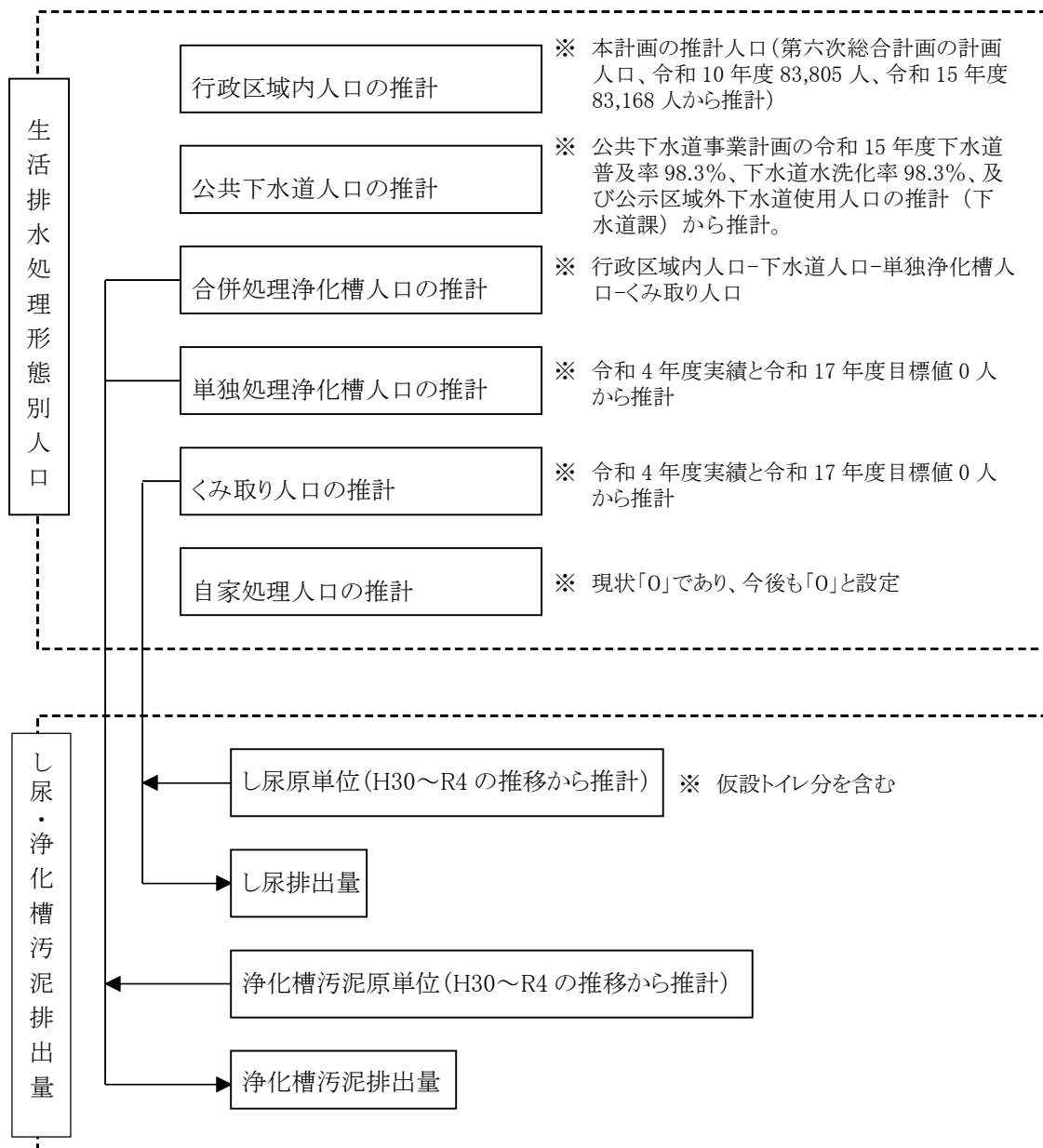


図 2-5 生活排水処理の将来予測方法

(2) 処理形態別人口の将来予測結果

生活排水処理形態別人口の将来予測結果は、表 2-8 及び図 2-6 に示すとおりです。目標年度である令和 15 年度の生活排水処理率は 99.3% となります。

表 2-8 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区 分	単位	実績					予測	
		H30	R1	R2	R3	R4	R10	R15
計画処理区域内人口	人	83,592	83,797	84,135	83,904	83,822	83,805	83,168
水洗化・生活雑排水処理人口	人	73,567	74,981	77,497	78,780	79,896	81,893	82,621
公共下水道人口	人	59,305	60,748	62,867	64,904	66,505	74,783	80,664
合併処理浄化槽人口	人	14,262	14,233	14,630	13,876	13,391	7,110	1,957
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	8,977	7,856	5,721	4,316	3,118	1,679	480
単独処理浄化槽人口	人	8,977	7,856	5,721	4,316	3,118	1,679	480
非水洗化人口	人	1,048	960	917	808	808	233	67
し尿人口（くみ取り）	人	1,048	960	917	808	808	233	67
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	88.0	89.4	92.1	93.8	95.3	97.7	99.3

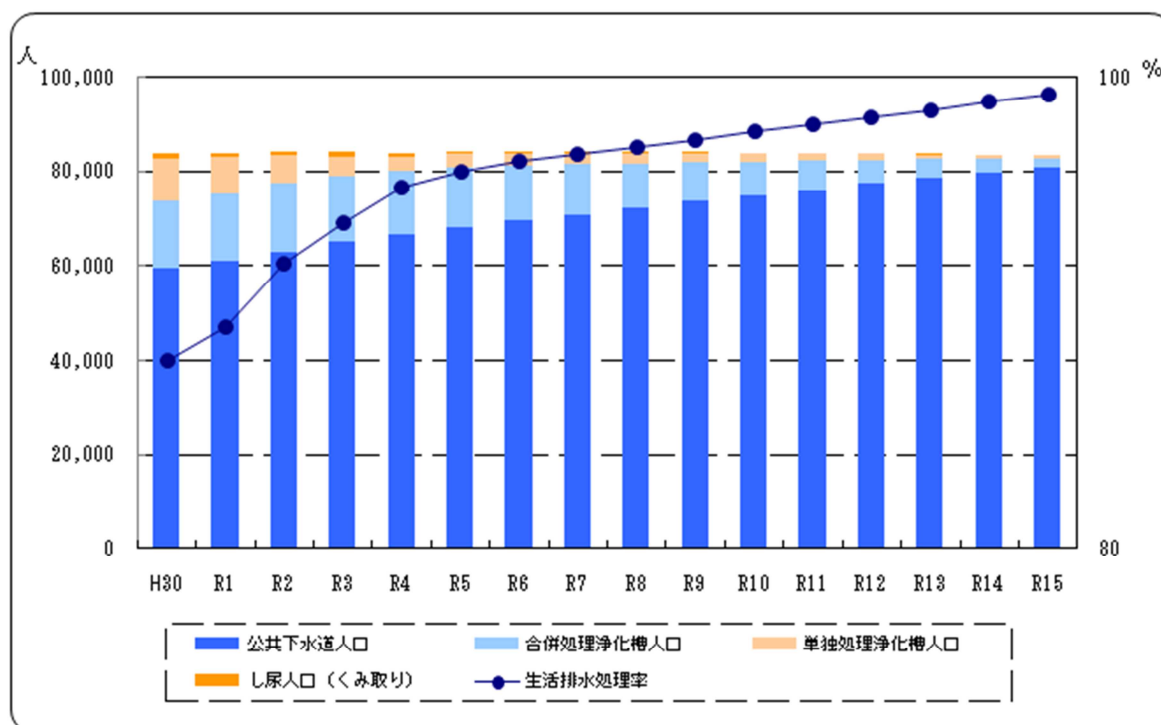


図 2-6 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(3) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果は、表 2-9 及び図 2-7 に示すとおりです。

表 2-9 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

区 分	単位	実績					予測	
		H30	R1	R2	R3	R4	R10	R15
し尿収集量	kL/年	535	490	468	412	448	334	238
浄化槽汚泥収集量	kL/年	15,817	15,803	14,691	14,174	12,224	6,508	1,804
合 計	kL/年	16,352	16,293	15,159	14,586	12,672	6,842	2,042

※し尿収集量には仮設トイレ分を含む。

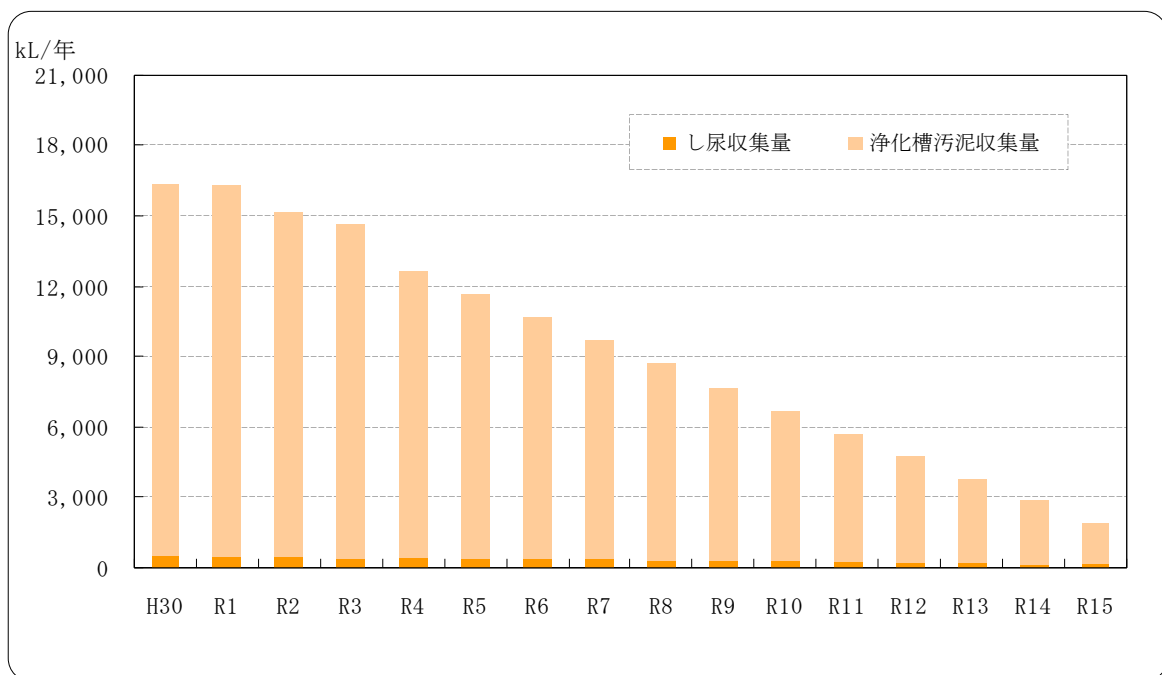


図 2-7 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

第3章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

(1) 基本理念

みんなで守ろう、快適な生活を支える水環境

私たちの生活に伴って排出される生活排水には、かつては肥料としての農地還元や自然の浄化作用の利用など、自然環境との共生が機能していました。しかし、生活様式の近代化に伴い、生活排水による生活環境の悪化や公共用水域の汚濁が懸念されています。

こうした状況の中、市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや良好な水環境づくりが望まれており、本市では、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業などの推進を図り、水質の改善に努めています。

今後は、さらなる水質改善のために生活排水の適正処理を推進していく必要があり、さらには、多様な水生生物の生息が引き続き可能な水環境であり続けることを目指します。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、生活排水の適正処理に関する普及啓発と共に、生活排水の処理施設を随時整備していくこととします。

生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ・ 公共下水道事業の面的整備に努めます。
- ・ くみ取り便槽やし尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水（台所・風呂などからの排水）の適正処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽の設置や転換の普及啓発を行います。

2 処理計画

(1) 処理の目標

令和 15 年度における生活排水処理形態別人口は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 目標年次における生活排水処理形態別人口

項 目 \ 年 度	単 位	現在 令和 4 年度	目標年次 令和 15 年度
計画処理区域内人口	人	83,822	83,168
水洗化・生活雑排水処理人口	人	79,896	82,621
公共下水道人口	人	66,505	80,664
合併処理浄化槽人口	人	13,391	1,957
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	3,118	480
単独処理浄化槽人口	人	3,118	480
非水洗化人口	人	808	67
し尿人口（くみ取り）	人	808	67
自家処理人口	人	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0
生活排水処理率	%	95.3	99.3

(2) 生活排水を処理する区域及び人口

本市が公共下水道、合併処理浄化槽を整備する地域については、地区の特性、周辺環境、地区の要望等から、区域を定めました。

特に公共下水道は、尾張旭市公共下水道事業計画において、令和 10 年度までの公共下水道事業計画区域を示しており、早期整備が図られています。このため、既に整備された地区及び計画に定められている地区については、その計画どおりとします。

(3) 施設及びその整備計画の概要

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備計画の概要については、表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 施設及びその整備計画

施設名	計画処理区域	計画処理 区域面積	計画処理 区域内人口	整備計画年度
公共下水道	下水道法第 4 条第 1 項に定める事業計画区域	1,176 ha	78,220 人	令和 5 年度～ 令和 10 年度
合併処理浄化槽	上記以外の区域	927 ha	5,120 人	
合 計	市域全域	2,103 ha	83,340 人	

注 1) 計画処理区域内人口は、整備計画年度末における計画処理区域内の人口の推計値。

なお、整備計画の人口は、尾張旭市第 5 次総合計画の計画人口を基に推計。

注 2) 整備計画年度は、公共下水道事業計画書の事業計画における計画目標年度。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、これまでどおり昭和苑において適正処理を実施していきます。

なお、公共下水道の普及による、し尿及び浄化槽汚泥の処理量減少が見込まれることと、処理施設の老朽化に伴い大規模な修繕が必要になることから、東部浄化センターへの集約処理について検討を進めていきます。

ア 収集運搬計画

(7) 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行どおり本市全域とします。

(4) 収集運搬の主体

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車で行っています。

今後も、この体制を継続していくとともに、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

イ 中間処理・最終処分計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、表 3-3 の方法で処理・処分します。

また、東部浄化センターへの集約処理について検討を進めていきます。

表 3-3 中間処理・最終処分

区分		処理・処分先	所在地
中間処理		昭和苑	尾張旭市下井町内 2344 番地 3
最終処分	し 渣	尾張東部衛生組合 一般廃棄物最終処分場	瀬戸市北丘町 296 番地
		ASEC（公益財団法人愛知 臨海環境整備センター）	知多郡武豊町字三号地 1 番地
	汚 泥	株式会社南信サービス	長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 43

(5) 市民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のため、生活排水の適正処理の必要性についての啓発活動を進めていきます。

また、当面の間、下水道整備がされる予定のない地域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理によって、公共下水道と同程度の処理性能が発揮できることを周知し、本市が設置している合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の活用による設置促進を働きかけていきます。

資 料 編

資料編 1 尾張旭市の概要

1 尾張旭市の概況	23
2 人口動態	24
3 産業の動向	26
4 河川水質の推移	29

資料編 2 人口・生活排水処理量の将来予測

30

1 人口の将来予測	30
2 生活排水処理形態別人口の将来予測	31
3 し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測	32

資料編 1 尾張旭市の概要

1 尾張旭市の概況

本市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部に位置し、西と北は名古屋市、東は瀬戸市、南は長久手市に隣接しています。過去 20 年間の推移を見ると、人口は令和 2（2020）年度まで増加したのち、令和 3（2021）年度に減少に転じています。

また、産業については従来の陶磁器の生産等、窯業中心の産業から、昭和 30 年代後半以降、大手電気機械メーカーの工場進出もあり、業種構成も従来の陶磁器産業中心から電気機械産業中心に変化してきました。

そして、現在は、「幸せつむぐ笑顔あふれる尾張旭」をスローガンに健康づくり、教育、都市基盤整備、防犯・防災、生活環境などの施策を展開し、大都市近郊の利便性と豊かな住環境との調和のとれた発展を目指し、堅実なまちづくりを進めています。



図 1-1 尾張旭市位置図

2 人口動態

人口及び世帯数の推移は、表 1-1 及び図 1-2 に示すとおりです。

令和 5 年 3 月末現在の人口は 83,822 人であり、世帯数は 36,880 世帯となっています。過去 5 年間の経年変化を見ると、世帯数は増加していますが、人口は令和 2（2020）年度まで増加したのち、令和 3（2021）年度に減少に転じています。

令和 4 年度の年齢別人口を示す図 1-3 を見ると、70 代前半及び 40 代後半～50 代前半の人口が多くなっており、団塊世代と団塊ジュニア世代が多いことが分かります。

表 1-1 人口及び世帯数の推移

区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)			1 世帯あたり の人口 (人)
		総 数	男	女	
平成 30 年度	35,318	83,592	40,902	42,690	2.4
令和元年度	35,719	83,797	40,996	42,801	2.3
令和 2 年度	36,294	84,135	41,157	42,978	2.3
令和 3 年度	36,493	83,904	40,996	42,908	2.3
令和 4 年度	36,880	83,822	41,036	42,786	2.3

注) 各年度 3 月末現在

出典：令和 4 年度版尾張旭市の統計

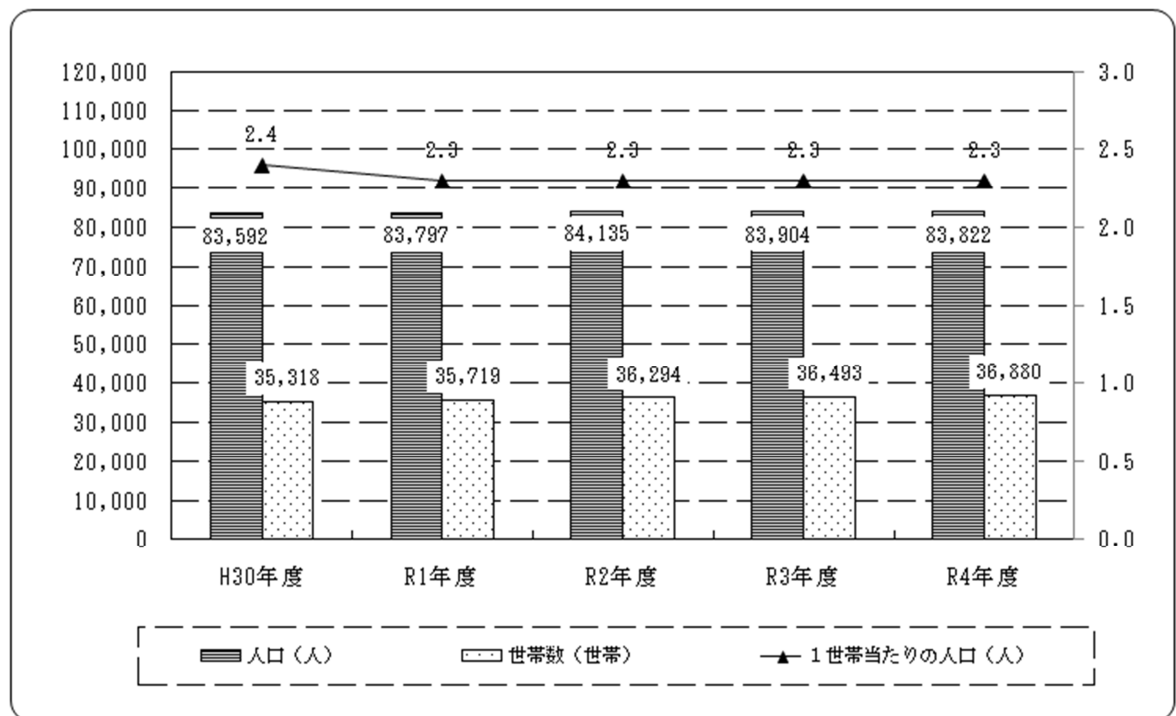


図 1-2 人口及び世帯数の推移

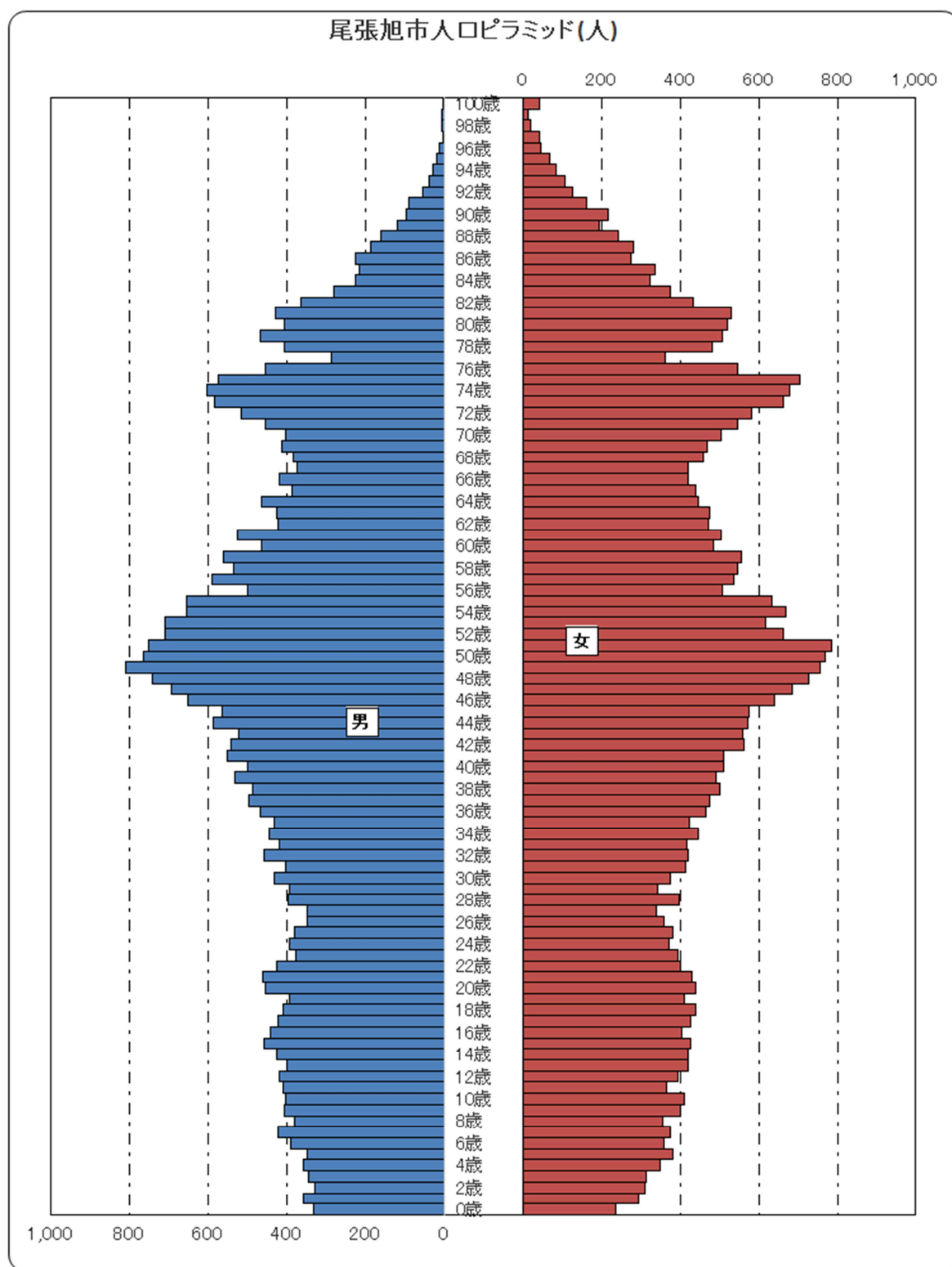


図 1-3 尾張旭市人口ピラミッド (令和 5 年 3 月末)

3 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本市の産業大分類別就業人口の推移は、表 1-2 及び図 1-4 に示すとおりです。

就業人口は令和 2 年度現在 39,474 人であり、第 2 次産業が約 25%、第 3 次産業が約 72%でそのほとんどを占めています。

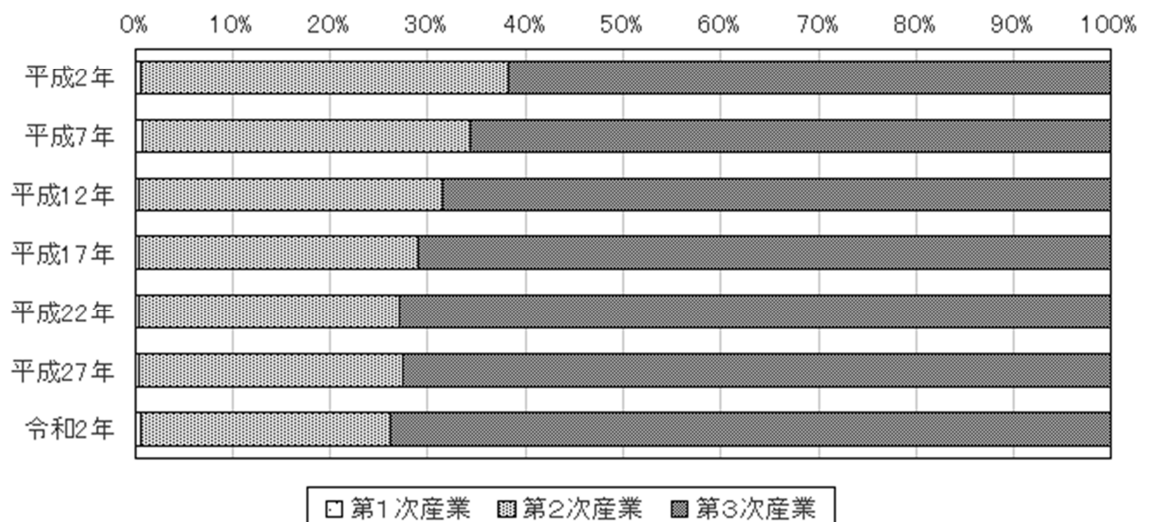
表 1-2 産業別就業人口の推移

単位：人

年次	第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業人口
平成 2 年	218	12,300	20,132	32,742
平成 7 年	265	12,198	23,863	36,390
平成 12 年	192	11,835	26,134	38,349
平成 17 年	171	10,881	27,043	38,564
平成 22 年	178	9,654	26,448	38,929
平成 27 年	195	9,973	26,972	38,385
令和 2 年	223	9,880	28,484	39,474

注)「就業人口」には「分類不能の産業」を含む。

出典) 令和 2 年版尾張旭市の統計、総務課「国勢調査」



注) 割合の算出においては、分母から「分類不能の産業」を除いている。

図 1-4 産業別就業人口割合の推移

(2) 工業

本市の工業の概況は、表 1-3 及び図 1-5 に示すとおりです。

平成 20 年 9 月のリーマン・ショックが引き金となった世界的な金融危機を受け、製造品出荷額も減少しました。その後、一時持ち直しましたが、平成 24 年に大きく減少し、その後はほぼ横ばいとなっています。

表 1-3 工業の概況

項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成 28 年	100	4,859	134,624
平成 29 年	92	4,290	130,594
平成 30 年	86	3,903	120,547
令和元年	80	4,171	121,609
令和 3 年	88	4,540	157,736

出典：平成 30 年版尾張旭市の統計（平成 24、25、26、29 年は「工業統計調査」、平成 28 年は「経済センサス活動調査」の数値）

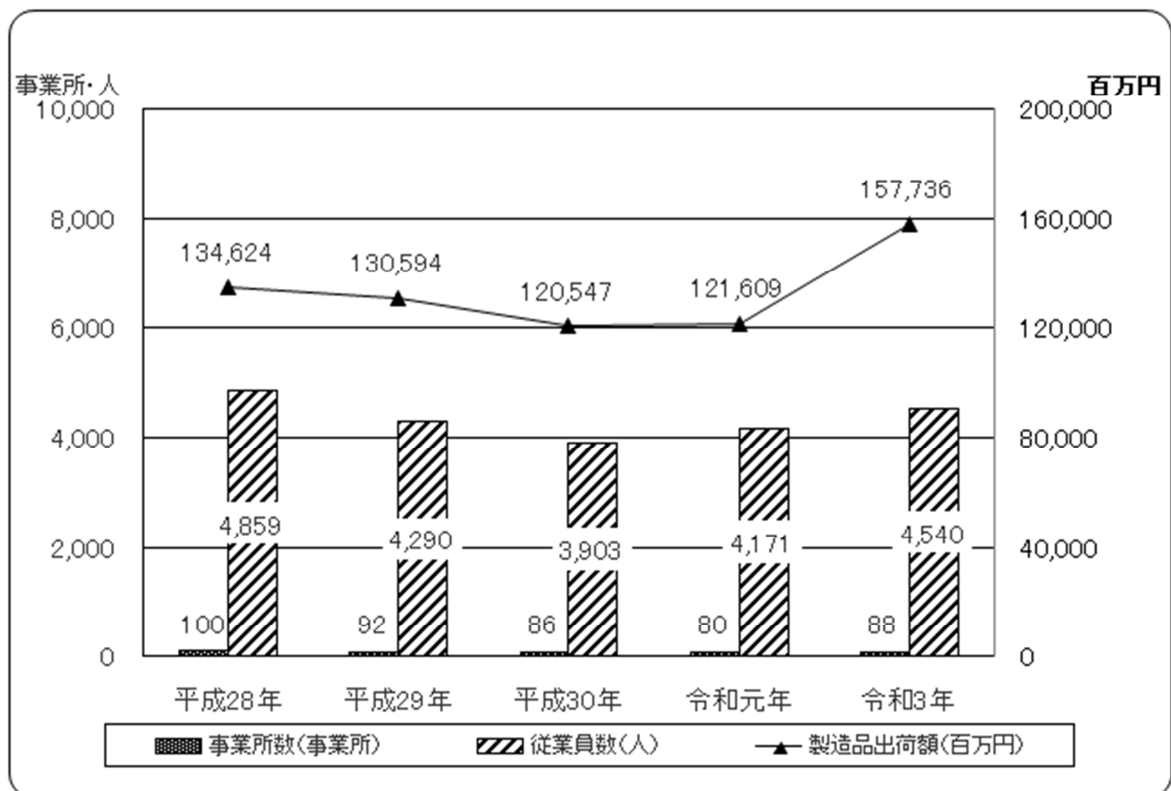


図 1-5 工業の概況

(3) 商業

本市の商業の概況は、表 1-4 及び図 1-6 に示すとおりです。

本市の年間商品販売額は、平成 16 年度をピークに減少していましたが、平成 26 年に下げ止まりました。また、事業所数及び従業者数は平成 23 年度に増加したものの、平成 26 年度に急激に減少しています。

表 1-4 商業の概況

項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成14年	659	5,668	138,941
平成16年	617	5,329	142,823
平成19年	569	5,151	129,060
平成23年	585	5,351	108,162
平成26年	432	4,024	108,569

出典：平成 30 年版尾張旭市の統計（平成 14、16、19、26 年は「商業統計調査」、平成 23 年は「経済センサス活動調査」の数値）

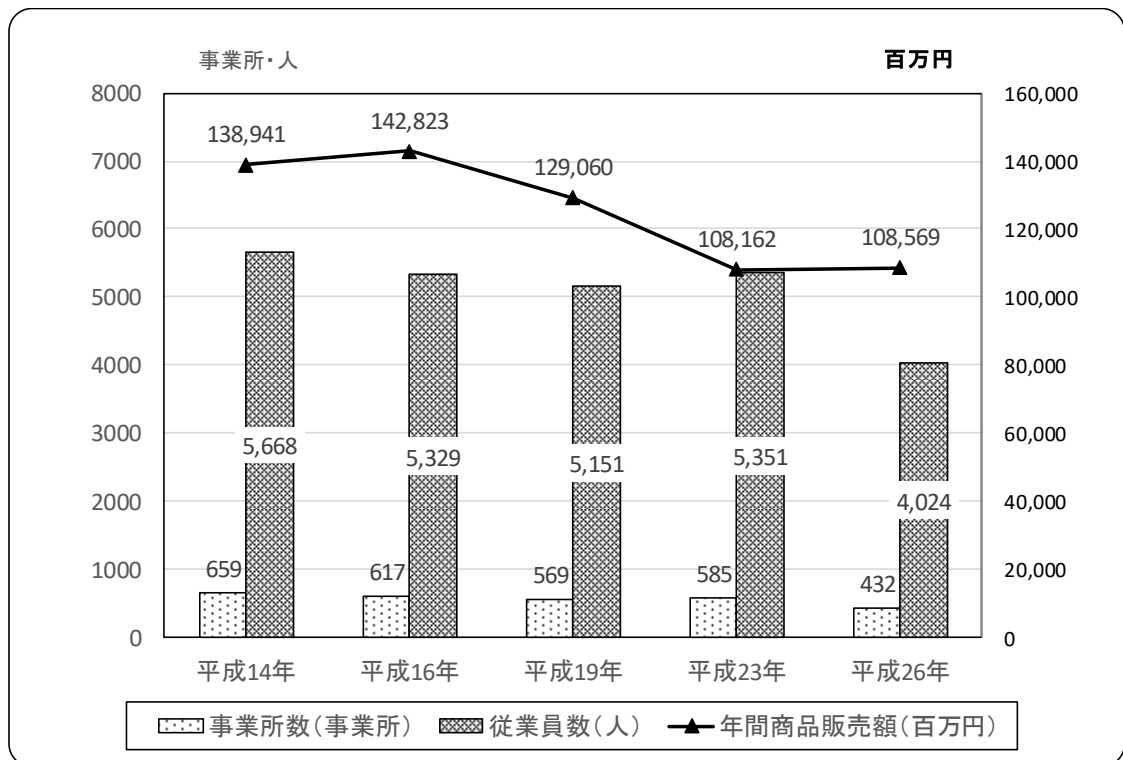


図 1-6 商業の概況

4 河川水質の推移

本市の河川水質調査結果は、表 1-5 及び図 1-7 に示すとおりです。

矢田川には環境基準D類型が設定されており、BOD 8mg/L 以下が適用されています。

平成 25 年度以降は環境基準を達成しています。

表 1-5 河川水質調査結果の推移

項目	矢田川(庄中町)			天神川(東名西町)			BOD 環境基準 (矢田川) (mg/L)
	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	
平成30年度	7.5	7.6	5.9	7.2	5.8	3.7	8
令和元年度	7.2	7.6	4.2	7.0	2.4	2.9	
令和2年度	7.4	－	5.7	7.0	－	5.7	
令和3年度	7.2	－	4.7	7.1	－	5.3	
令和4年度	7.0	－	6.0	7.1	－	4.7	

注 1) pHは水素イオン濃度、SSは浮遊物質、BODは生物化学的酸素要求量を示します。

注 2) 数値は、年度の平均値。

注 3) SSは、令和 2 年度から調査項目見直しのため削除。

出典：令和 4 年版尾張旭市の統計

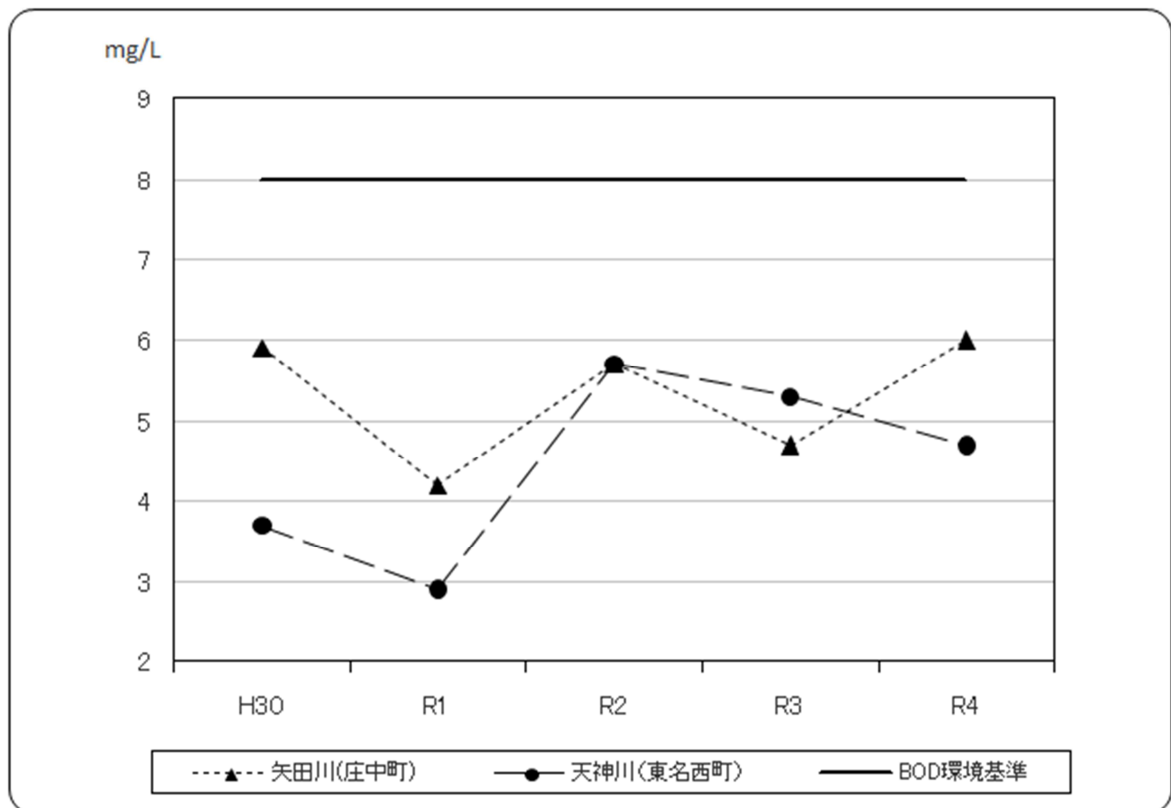


図 1-7 BODの推移

資料編 2 人口・生活排水処理量の将来予測

1 人口の将来予測

尾張旭市第六次総合計画に示された計画人口は、令和 10 年度に 83,805 人、令和 15 年度に 83,168 人となっています。本計画の将来人口は以下に示すとおりです。

表 2-1 人口の将来予測

年度	人口(人)
令和4年度(実績値)	83,822
令和5年度	83,950
令和6年度	83,984
令和7年度	84,018
令和8年度	83,947
令和9年度	83,876
令和10年度	83,805
令和11年度	83,734
令和12年度	83,663
令和13年度	83,498
令和14年度	83,333
令和15年度	83,168

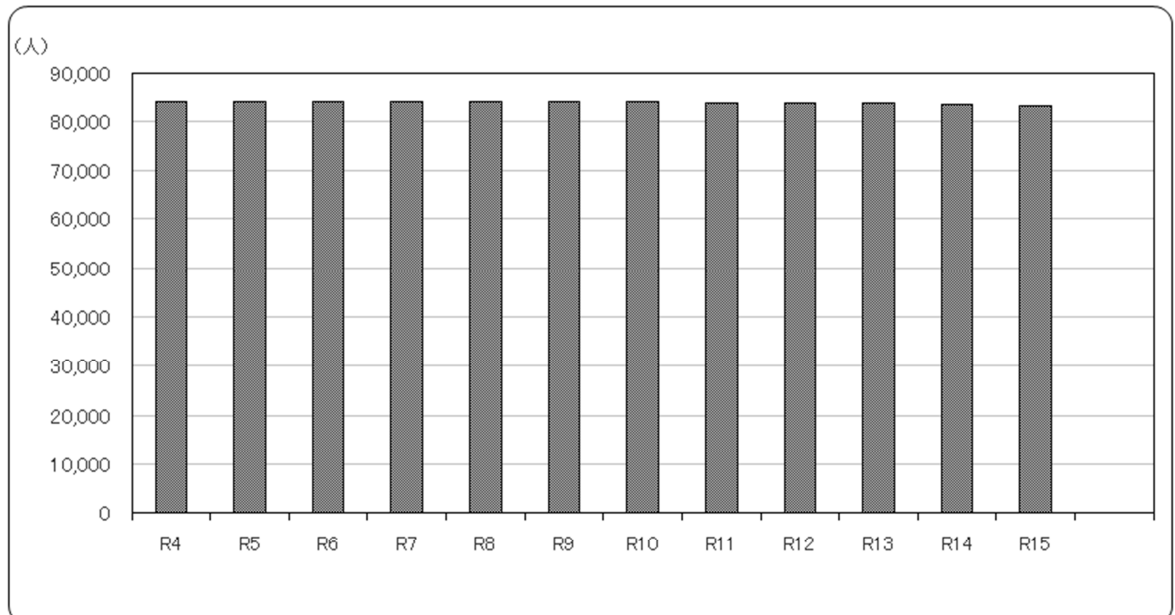


図 2-1 人口の将来予測

2 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 生活排水処理形態別人口の将来予測

区 分	単位	実績値				
		H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口	人	83,592	83,797	84,135	83,904	83,822
水洗化・生活雑排水処理人口	人	73,567	74,981	77,497	78,780	79,896
公共下水道人口	人	59,305	60,748	62,867	64,904	66,505
合併処理浄化槽人口	人	14,262	14,233	14,630	13,876	13,391
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	8,977	7,856	5,721	4,316	3,118
単独処理浄化槽人口	人	8,977	7,856	5,721	4,316	3,118
非水洗化人口	人	1,048	960	917	808	808
し尿人口（くみ取り）	人	1,048	960	917	808	808
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	88.0	89.4	92.1	93.8	95.3

区 分	単位	推計値				
		R5	R6	R7	R8	R9
計画処理区域内人口	人	83,887	83,953	84,018	83,947	83,876
水洗化・生活雑排水処理人口	人	80,609	80,948	81,287	81,488	81,690
公共下水道人口	人	67,931	69,343	70,769	72,097	73,434
合併処理浄化槽人口	人	12,678	11,605	10,518	9,391	8,256
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,878	2,638	2,398	2,159	1,919
単独処理浄化槽人口	人	2,878	2,638	2,398	2,159	1,919
非水洗化人口	人	400	367	333	300	267
し尿人口（くみ取り）	人	400	367	333	300	267
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	96.0	96.4	96.7	97.0	97.3

区 分	単位	推計値					
		R10	R11	R12	R13	R14	R15
計画処理区域内人口	人	83,805	83,734	83,663	83,498	83,333	83,168
水洗化・生活雑排水処理人口	人	81,893	82,095	82,297	82,406	82,513	82,621
公共下水道人口	人	74,783	75,992	77,212	78,356	79,506	80,664
合併処理浄化槽人口	人	7,110	6,103	5,085	4,050	3,007	1,957
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	1,679	1,439	1,199	959	720	480
単独処理浄化槽人口	人	1,679	1,439	1,199	959	720	480
非水洗化人口	人	233	200	167	133	100	67
し尿人口（くみ取り）	人	233	200	167	133	100	67
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	97.7	98.0	98.3	98.6	99.0	99.3

3 し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測は、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

	年度	し尿収集量 (kL)	浄化槽汚泥収集量 (kL)	合計 (kL)
実績値	H30	535	15,817	16,352
	R1	490	15,803	16,293
	R2	468	14,691	15,159
	R3	412	14,174	14,586
	R4	448	12,224	12,672
推計値	R5	429	11,518	11,947
	R6	410	10,546	10,956
	R7	391	9,564	9,955
	R8	372	8,552	8,924
	R9	353	7,534	7,887
	R10	334	6,508	6,842
	R11	314	5,584	5,898
	R12	295	4,653	4,948
	R13	276	3,709	3,985
	R14	257	2,760	3,017
	R15	238	1,804	2,042

※し尿発生量には仮設トイレ分を含む。